

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝 眞

- 1 日時
平成 28 年 3 月 22 日（火曜日）
午前 10 時開会、午前 11 時 13 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員
吉田敬子委員
- 5 事務局職員
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、
佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、高橋参事兼団体指導課総括課長、
黒田農林水産企画室特命参事、中村農林水産企画室企画課長、
瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、
前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、
高橋農業普及技術課総括課長、鷺野農村計画課企画調査課長、
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、
小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、佐々木林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第 1 号 平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）
 - イ 議案第 2 号 平成 27 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）

ウ 議案第 73 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

吉田敬子委員はインフルエンザに罹患したため、欠席とのことでございますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費、第 3 項農林水産施設災害復旧費及び議案第 2 号平成 27 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の予算議案について御説明を申し上げます。議案（その 1）の冊子でございます。議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）であります。当部の補正予算は 5 ページをお開き願ひまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 8,452 万 5,000 円の増額のうち、県土整備部所管分の 277 万 7,000 円の増額を除いた 8,174 万 8,000 円の増額と、あわせまして 7 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 2,018 万 7,000 円の増額を合わせまして 1 億 193 万 5,000 円を増額しようとするものであります。これらは、いずれも一般職の職員の給料月額等の改正及び給与費の年間の過不足調整等による補正であります。

次に、8 ページでございます。議案第 2 号平成 27 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 496 万 1,000 円を減額とし、予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 7,371 万 8,000 円とするものであります。

その内容であります。9 ページの第 1 表歳入歳出補正予算の表中、歳入の 3 款繰入金 496 万 1,000 円の減額は一般会計からの繰入金を補正しようとするものであります。

10 ページにまいりまして、歳出の 1 款県有林事業費 496 万 1,000 円の減額は、一般会計と同様一般職の職員の給料月額等の改正及び給与費の年間の過不足調整により県有林事業の関係職員の給与費を補正しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木林業振興課総括課長 それでは、権利放棄議案について御説明いたします。

この議案は、いわゆる森のトレー事案に係るもので、議案は議案書（その3）の304ページであります。内容につきましてお手元に配付してございます説明資料により御説明いたします。

議案第73号権利の放棄に関し議決を求めることについてでございます。初めに、この森のトレー事案の主な経緯について御説明いたします。お手元の資料の2ページ目の1の概要をごらんください。この事案は、いわて森のトレー生産協同組合が平成10年度から平成12年度にかけて国及び県の補助金約15.3億円を久慈市を通じて導入し、木製トレーを生産、販売しようとしたが、製造設備のふぐあいにより計画どおりに生産できず、平成14年度に事業を中断したことから、補助目的を達していない等として、国から県は補助金の返還を命じられ、県が久慈市に、久慈市が組合に補助金の返還を請求しているものです。県は、平成22年度までに国庫補助金の全額約12.8億円を国に返還しましたが、久慈市は県に対し補助金返還残金約14.8億円及び延滞金、組合は久慈市に対して補助金約15.3億円及び延滞金が未返還となっていたことから、久慈市は早期解決に向け、平成27年7月、盛岡地方裁判所に組合の破産手続開始の申し立てを行った結果、同年12月17日、組合には債権者に配当できる財産がないとして、裁判所が破産手続開始を決定したものです。久慈市は、組合が破産手続開始に伴い、法的に消滅したことから、平成28年1月21日、組合に請求していた補助金返還金を不納欠損処理し、県に対し補助金返還金等の免除を申請したものです。

以上が森のトレー事案の概要でございます。

続きまして、権利の放棄につきまして御説明します。資料の1ページ目をごらんください。議案を提案する趣旨ですが、お手元の資料1のとおり、補助金の返還請求権等を放棄するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。放棄しようとする権利の内容は、2の(1)のとおり、久慈市に対する補助金の返還請求権及びこれに係る延滞金

の請求権です。放棄する額等は、2の(2)のとおり、債務者は久慈市、発生年度は平成15年度、放棄する額は補助金14億8,148万9,200円と延滞金となっております。なお、補助金の内訳は資料に記載のとおりでございます。

権利放棄に係る経緯についてです。3のとおり、久慈市は補助金の最終的な受領者であるいわて森のトレー生産協同組合からの補助金回収に最大限努力したものの、同組合に係る破産手続の廃止及びこれに伴う同組合の消滅により補助金の回収が不能となったため、当該権利を放棄しようとするものです。久慈市は、トレー組合が補助金を回収するために提起した損害賠償請求訴訟に補助参加し、訴訟費用の負担も含め組合の訴訟を支援するとともに訴訟外でも組合に対して繰り返し直接請求を行い、債権の回収方法について弁護士と相談するなど回収努力を重ね、さらに昨年7月、組合の全財産を明らかにし、強制的に債権を回収するための法的手段として、裁判所に組合の破産手続開始の申し立てを行うなど補助金の回収に向けて最大限努力してきました。

県といたしましては、久慈市が最大限の努力をしたと認識しており、久慈市に対する補助金の返還請求権と、これに係る延滞金の請求権を放棄しようとするものでございます。

なお、久慈市の負担につきましては平成20年1月に知事と久慈市長が協議し、県としては久慈市が訴訟による補助金回収に尽力して回収に最大限努めた場合には国への追加返還部分及び県費補助分に係る久慈市の負担は求めないこととすることとし、その方針については同年の2月議会において御説明をしたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県森林資源循環利用推進ビジョンについてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐々木林業振興課総括課長 それでは、岩手県森林資源循環利用推進ビジョンの概要について御説明申し上げます。お手元に配付しているA3判の資料をごらん願います。

まず1、策定の趣旨の(1)でございますが、県では、先般策定いたしましたいわて県民

計画第3期アクションプランに基づき地域の森林経営を担う経営体等の育成などの林業関係施策を推進することとしております。

次の(2)でございますが、本県では今後数年県産材需要の増加が見込まれることから、森林資源を将来にわたり安定的に確保し、循環利用を進めるための基本方向とその実現に向けた基本方策を明らかにするため、今般ビジョンを策定したものでございます。

下がりまして2、期間と位置づけでございますが、期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としており、第3期アクションプラン個別計画としての性格もあわせ持つものとしております。

下がりまして3、森林・林業・木材産業を巡る情勢ですが、1の木材需給の状況は、素材生産量、需要量ともに震災から回復増加傾向にあり、特に合板用は増加しております。さらに、今後は発電用の素材生産量が増加する見込みとなっております。

2の森林資源の状況は、戦後造林した資源が収穫期を迎える一方で、人工林の若齢林は少ない状況となっております。平成26年度の私有林における主伐の推計値は針葉樹で約2,000ヘクタール、広葉樹で約1,100ヘクタールとなっており、造林面積は733ヘクタールとなっております。

3の林業事業体等の状況については、林業就業者が約2,000名で、近年は横ばい傾向、林業事業体制は313事業体、5人以下の事業体がそのうち約6割を占めています。

資料の中央に参りまして、本県林業の4、目指すべき姿でございます。県内の豊富な森林資源の循環利用が進み、多面的機能が発揮できる健全な森林が育成されている姿を目指すものとし、3つの柱、木材供給基地の確立、森林整備の推進、林業事業体の育成としてそれぞれ記載のような姿を目指すものとしたします。

次に5、将来予測と目標ですが、今申し上げた目指すべき姿に向けた三つの主な指標について、将来予測と目標を掲げています。一つ目の指標の県産材供給量は、当面は合板や木質バイオマス発電向けの需要の増加が見込まれることから、5年後の平成31年度に145万立方メートルと予測しております。このような状況に対応して、人工林資源の循環利用を維持していくためには針葉樹伐採面積に対して6割程度の植林が必要とされていることから、10年後の平成36年度には1,600ヘクタールの造林面積の確保を目指すものとし、二つ目の指標の造林面積として、5年後の平成31年度の目標を1,180ヘクタールとしました。三つ目の指標の林業技能者数、これは林業に必要な知識と技術を身につけた林業作業士研修修了者などを指すものですが、年間30名の養成を行うこととし、平成31年度には550名を目標としております。なお、資料の右側に参考、人工林の資源構成推移イメージというタイトルをつけてグラフを三つ掲げており、現状及び現状目標の造林量で推移した場合等の森林資源シミュレーションを掲載してございます。

次に、目指すべき姿の実現に向けた資料の一番下の6、基本方向・重点取組事項です。まず、木材供給基地の確立のために素材の安定供給、低コスト化のための高性能林業機械の導入や土のう整備、木材加工事業体の技術力や経営力の向上に向けた指導等による加工

事業体の育成に取り組むとともに県有林でも立木販売等の取り組みを進めます。

次に、森林整備の推進のために主伐と植栽の一貫作業等による低コスト林業の推進や林業関係団体等による再造林支援体制の構築、森林経営計画の策定促進による集約化を進めます。また、新規路線整備地区の重点化等の計画的な路網整備を進めます。

次に、林業事業体の育成のために林業就業者のキャリアアップ、スキルアップ機会の充実を図り、経営者の経営能力の向上等を促進します。また、林業への就業を希望する若者が知識、技術を習得できる養成機関、いわて林業アカデミーの設置を進めます。

以上が策定したビジョンの概要となります。今後はビジョンに掲げた基本方向とその実現に向けた基本方策に沿って県と市町村、林業関係団体及び森林所有者などの関係者が連携しながら本県の森林の循環利用を進めていきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○山口漁業調整課長 それでは、お手元にお配りしております2枚目の資料、岩手県漁業担い手育成ビジョン（平成28～31年度）案について御説明いたします。

最初に、本ビジョンの策定の趣旨ですが、東日本大震災津波で壊滅的な影響を受けました本県漁業は、現在漁業者の要望に基づく漁船や養殖施設の整備をほぼ完了し、漁業者は漁業生産の回復に取り組んでおります。沿海地区24全ての漁協では、平成26年度までに地域再生営漁計画を策定し、担い手、漁場利用、水産物の付加価値向上や販売対策などの漁業の復興に向けた取り組みを開始しています。しかし、漁業を取り巻く課題を解決し、漁業の復興を実現するには関係者が漁業の現状や課題を共有し、地域再生営漁計画の着実な実行を通じて漁業担い手の確保、育成の取り組みを強力に進めることが必要であり、県はこの指針とするため、新たな漁業担い手育成ビジョンを作成することといたしました。

資料左側の現状のところをごらんください。震災前からですが、本県の漁業就業者は減少しており、今後も減少が継続すると予測しております。そのため、漁業生産力の低下や漁村の活力低下などが懸念されます。

次に、資料中央の上段、目指す姿をごらんください。ビジョンでは、地域漁業の再生にはひと、漁業担い手のことですが、漁業生産の回復に主体的に取り組む必要があります。取り組むことで水産業の健全な発展や水産物の供給といった漁業の使命が果たされ、その結果、十分な所得ややりがい、希望という魅力にあふれた就業環境が整い、人が確保され、育成される循環を地域につくることを目指しています。よって、ひとが創る地域漁業、ひとを創る地域漁業を目指すことを基本理念としました。

次に、資料中央中段のビジョンの位置づけのところですが、現在、各漁協は計画期間を次期漁業権切りかえ前の平成29年度までとします地域再生営漁計画に取り組んでおります。本ビジョンは、その終期を岩手県ふるさと振興総合戦略、いわゆる岩手県まち・ひと・しごと創生総合戦略にあわせて平成31年度としておりますが、漁業権の切りかえが平成30年度であることから、平成30年度に必要な応じて中間見直しを行うこととしております。

次に、ビジョンの内容の説明に入りたいと思います。中央下段をごらんください。漁業担い手の確保、育成の課題については、二つの視点で捉えることとしております。一つ目は、地域漁業を担う多様な漁業の担い手の育成です。漁業生産の中心となる中核的漁業経営体の育成や経営規模の小さな経営体の共同生産の仕組みづくりのほか、若者や女性による漁村ビジネスの創出などの活躍を促進すること、二つ目は就業希望者の受け入れ体制の整備等です。市町村単位に、新規就業者の受け入れ窓口となり、定着までの対策を進める核となる組織をつくり、関係者が連携して漁業体験や研修の機会などを提供したり、就業情報や漁業の魅力を発信し、そして共有してもらう、また関係者が具体的な課題や方策を共有して検討、対応していくなどの取り組みを進めたいと考えております。

資料右側の上段には、具体的な施策の代表的なものを記載しております。中核的漁業経営体を育成するため、意欲に応じた漁場配分を行うことや、経営体ごとに生産性の把握や改善指導、生産の機械化等により生産性向上等を図ること、就業希望者を確保するため、熟練漁業者による研修機会を提供すること、就業情報を発信し、共有していただくため、就業フェアの開催や高校生などへの漁業体験の機会を提供することなどに取り組みます。

また、右側中段に示しましたが、ビジョンの進捗を図る指標につきましては、中核的漁業者経営体など県民計画等の指標と重複している指標もありますが、漁業担い手の満足度や市町村単位の対策協議会設立を設定しております。

最後に、支援事業についてですが、県は地域再生営漁計画推進事業を平成 26 年度から予算計上し、平成 28 年度には漁協の地域再生営漁計画の取り組み支援の補助事業と地域のリーダーの養成セミナーやワークショップを開催する事業を内容といたしました予算を提案させていただきました。本ビジョンにつきましては、本日御意見を伺いまして年度内中に策定させ、今後関係者と協力しまして漁業の担い手対策を進めてまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋元委員 今説明のありました漁業担い手育成ビジョンについて何点かお伺いしたいと思います。

まず、中核的な漁業者についてです。年間の販売額が 1,000 万円以上ということのようですが、それで間違いないですか。

○山口漁業調整課長 年間販売額 1,000 万円以上の漁業経営体を指します。間違いございません。

○高橋元委員 計画では平成 31 年度に平成 26 年度の約 2 倍を目指すということでありませけれども、この平成 26 年度はこの中核的な漁業者はどれくらいおられるのでしょうか。

○山口漁業調整課長 現状の数値ですが、資料にお示ししておりますとおり、平成 26 年度において 283 経営体あります。これは計画の末期であります平成 31 年度において 505 経営体にしたいということでございます。

○高橋元委員 わかりました。この生産規模拡大していくためには今までのさまざま積み

重なってきた慣習とかがあって規模拡大になかなか着手できず、そのあたりを改善しなければならぬという話もあります。何が要因で規模拡大を阻害しているものなのですか。

○山口漁業調整課長 養殖の経営体数が多かった時代には、1人に対する養殖施設の面積が非常に少なかったものですから、基本的には平等に配分するというのが漁協の考え方でした。しかし、かなり経営体数が減って、養殖施設の面積に余裕が出てきました。例えば、能力や意欲のある方々に配分していくような考え方とかがここ何年か出てきておりますので、そういう取り組みを進めていきたいと考えております。

○高橋元委員 新規に加入する漁業者もそういうさまざまな漁業を取り巻く環境もよく理解をしながら、それでもこれから都会での仕事をやめてIターンで来たいという意欲がある方もいると思います。最初から販売額1,000万円は難しくても、年を追うごとにこういう形で年収がふえていきますというおおよその生活設計は示せると思います。私は素人だけれども、漁業にこれから取り組んでいくという、そういう担い手育成も含めて、具体的に数字やモデルプランみたいなものを示していただければより取り組みやすいのではないかと思います。そのことも含めてビジョンはつくられていくものなのではないでしょうか。

○山口漁業調整課長 新規就業者の数につきましては、指標にもありますとおり平成26年度で年間40名という数字がございますが、これはビジョンの終期である平成31年度には65名程度まで持っていきたいと考えております。新規就業者がいきなり入って行って技術を習得することはできませんし、また地域での信頼やお金もない状態で、例えば農業のように土地を確保して計画的に経営を計画してということはできません。ビジョンの中では基本的に熟練の漁業者についていただいて、そこで技術を習得してもらい、ひとり立ちしていくということをベースに作成いたしました。

○高橋元委員 それから生産に向けた機械化や省力化の取り組み、あるいは加工度を高め、売り方を改善することで収入を底上げする方策も考えているようですね。また、岩手大学などとも連携して衛生や品質管理面、あるいは商品力や販売力を底上げしていくという取り組みもされていくようであります。その辺のところの説明がなかったのもう少しわかるように補足説明をお願いしたいです。

○山口漁業調整課長 生産分野につきましては、共同生産方式で機械化や省力化をし、生産性を高めるというものです。もう一つは、漁業経営体の所得向上のためには、付加価値をつけたりして、販売対策をするというのが必要だということで、このようなこともビジョンの中に入れました。この具体的な取り組みにつきましては、各漁協の地域再生営漁計画を入れております。例えば、各漁協が販売方法を変えとか、大学と連携して商品開発に取り組んでいくということを反映した形でビジョンに盛り込んでいます。当然品質管理等につきましても、漁協の地域再生営漁計画の指針の中で具体的な取り組みがありまして、それを担い手育成事業の中に例示として掲げています。

○高橋元委員 漁協も県内にかなりたくさんありますので、その漁協が同じような取り組みができればいいのですが、漁協によっては組合員数によって体制もばらばらなわけです。

よね。その辺をどういう形でこのビジョンに従ってサポートしていくのでしょうか。

○山口漁業調整課長 漁協によりまして抱えている課題がさまざま異なり、生産背景も違います。これは現在の地域再生営漁計画を漁協に取り組んでいただいているのですが、地域再生営漁計画では、毎年の取り組みを年度末に見直しまして、例えば目標値とか内容についてこれでいいのかということを検証する仕組みがございます。その中で、取り組みをよりいい方向に持っていこうというようなことを考えております。

○高橋元委員 報道記事を見ながら質問させていただきました。この見解についてはまたいろんな場面で具体的な話が出てくると思いますので、その際はまたお伺いしたいと思います。この担い手ビジョンを進めて、平成31年度にこういう魅力ある漁業になっていけばいいなという思いをしておりますが、その辺のことを部長はどう想定しておられますか。

○小原農林水産部長 漁業や水産業でございますが、東日本大震災津波で大きく被災しました。例えばお話にありました中核的漁業経営体でございますが、これは震災前の平成20年度には520の経営体がありました。いずれこれは漁獲量が戻っていないということで大きく落ち込んでおまして、その経営体の所得が減っているというふうに捉えております。一刻も早く復旧、復興を進めながら、力強い担い手を確保していきたいということでございます。特に新規の担い手が大きく落ち込んでおりますので、岩手の漁業、水産業の魅力を発信しながら、震災前はもとより、本県の豊富な世界に名だたる三陸の漁場を活用した水産業の振興をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員 生産量が減っているのは漁業者が減ったからなのですか。それとも就業者が減っているのは生産量が減ったからなのですか。その辺の関係はどうなのですか。

○山口漁業調整課長 どちらが先かというのは非常に難しいのですが、実際に漁業の現場というのはそんなに機械化が進んでいるわけではありません。そのため、やはり人が減ると生産力が落ちるとというのが現状だと思いますので、人の確保と、あとは生産性を上げるということが重要なことだと思います。

○嵯峨耆朗委員 左側の上のところにグラフがありますけれども、漁業就業者数が将来的に減っていくという見通しですよね。一方で、右側のビジョンの基本目標を見ると新規就業者数を毎年ふやしていき、経営体もふえていくとあるわけです。ということは、こんなに減らないかもしれないということですか。

○山口漁業調整課長 資料の左側の就業者数の年齢別の表なのですが、これは漁業センサスから加工してつくっております。5歳刻みの年齢層がわかりますので、過去の減少率を次の5年にかけて予測するのですが、そうしますとこのように減っていくというような結果でございます。

一方で、平成25年度から平成30年度までの間に3,000人強減っておりますので、年間にしますと四、五百人が減っております。現状の新規就業者の数が平成26年度で40人ということですので、これを少しでもふやしていきたいということで目標値につきましてはビジョンの末期の平成31年度には65人までふやしていきたいということです。就業者数

をこのくらいふやしても当面は総就業者数がふえるということは見通せない状況になっております。

○**嵯峨耆朗委員** 恐らく就業者数が減っていくと経営体での生産がふえる可能性がありますよね。そうすれば食べていける状態は出てくる可能性があるような気がしますけれども、そういうふうに見ていいもののでしょうか。それから宮古市以南は養殖を中心とし、県北は定置漁業など漁船漁業が中心となっているなど、地域によって違いがあるのですけれども、このビジョンではそのようなことは書いていません。そういったことについては、先ほど説明のありました6の地域再生営漁計画推進事業の中でそれぞれの漁協単位で地域の実情に応じた育成をしていくというような捉え方でいいのですか。

○**山口漁業調整課長** 最初の御質問ですけれども、資料の左の現状で2番目のグラフを見ていただきたいのですが、これは漁業経営体数の総数と、あと兼業と専業に分けてお示ししております。これを見ますと、兼業経営体につきましてはもともと数多くてどんどん減ってきておりましたが、専業経営体につきましては横ばいもしくは微増となっております。当然トータル数が減れば経営体当たりの生産性はふえますし、こういう方々が今後生産の中心になっていくのだろうというふうに考えております。

それと県中央から南部は養殖中心で、県北が漁船漁業中心というのはそのとおりでございます。それぞれ漁協に地域再生営漁計画をつくっていただいて、内容が全く異なります。特に久慈や洋野地区であれば、採介藻漁業でどうやって人を確保していくかやどう漁場を利用していか、あとはとったアワビ、ウニをどう販売していこうかというような計画が中心になっています。それに対して、県南は漁場利用や担い手の確保、販売についてなど、漁協ごとに計画の中身が違いますので、そういう漁協の背景や課題に応じた取り組みを県は支援していきたいと思っております。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。経営体当たりの全体生産量をふやすこと、またそれで食える人をふやしていくことはセットでうまくいけばいいと思っておりますし、それを目指していることと思っております。そうなることを期待したいと思っております。

それから林業のことについてです。林業就業者と林業技能者というのは同じでいいのでしょうか。

○**阿部森林整備課総括課長** 林業就業者と林業技能者の違いということでございます。林業就業者というのは、当然林業作業に従事している方全般という位置づけでございます。林業技能者は、現在ですと緑の雇用育成対策事業あるいは昔でいいますとグリーンマイスターという資格を持っている、いわゆるしっかりとした技術や資格を有している方々を指します。

○**嵯峨耆朗委員** 3番の林業就業者数の現状は横ばいで60歳以上が4割以上ということですので。10年以上たち、新規就業者が同じようにふえていけば横ばいでしょうが、林業技能者をふやすことや、技術の質をアップさせることと同時に就業者数をふやすことが必要なのではありませんか。

○阿部森林整備課総括課長 委員御指摘のとおりでございますし、現場で作業する中心者がこの技能者でございますし、それに基づいて作業を行う従事者の方々もあわせて養成をしていく必要があると考えております。

○嵯峨耆朗委員 農業の就業者については、技術力アップのための補助金が出ていますよね。直接個人に所得支援として150万円支給するとかがありますよね。ところが、林業というのは1人で山に入って、1人で木を切る人はいないですね。そのため、2人なりのグループでやっているわけですが、就業者を育てる林業ならではの難しさがあるような気がしているのですけれども、その辺については何か考えているものですか。

○阿部森林整備課総括課長 林業技能者については、先ほど述べた緑の雇用育成対策事業というものもございますし、あとは林業技術センターで、例えば高性能林業機械の研修など、機械化に合わせた短期の研修を現在行っております。そういう形で人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員 ここに書いていますが、小規模事業者が多くて、そこに従事する人が実際には現場に行き作業するというのが森林組合も含めてほとんどですよね。そうすると、やはり個人の技術を育成するにしてもその組織なり、所属しているところを通して補助金がある仕組みですよね。これはやむを得ないのでしょうかけれども、農業や水産業とは違ったことをやっていかないといけないと思います。国のメニューも相当あるのでしょうかから、そういったものをフルに活用してもらいたいと思います。

○菅野ひろのり委員 私は、土地改良事業についてお伺いをしたいと思います。

以前、政務調査で市町村別の土地改良区の面積についてお尋ねをしました。私が農家を伺っていると、平場は土地改良区が事業をされていますので、予算を欲しいという声が多いのですが、山間部に行きますと諦めムードがあります。もうここは後継者も少ないし、改良しても意味ないだろう、取り合ってもらえないだろうという声が多いと感じています。岩手県の農地をしっかりと守っていくためには、生産性を考えると難しいのですが、やはりそこは県の皆さんにお願いしながら何とか少しでも耕作放棄地をふやさないようにしていきたいと考えています。いただいた資料の市町村別の土地改良区面積を見ますと本県で約15万ヘクタールです。奥州市は土地改良区のところが多いなと感じたのですが、私が気になったのが県北と一関市です。例えば一関市でいいますと1万8,300ヘクタールある中で1万1,000ヘクタールは土地改良区地区大面積になっています。県北も同じように、山間部の面積が多いという状況だと認識しています。そうすると、今、土地改良区主体でやっているところではないところをしっかりとやっていかなければいけないと考えています。この中で、活力ある中山間地域基盤整備事業が非常に有効だと考えています。まずお聞きしたいのは、平成28年度の見通しや農家からそういった要望がどの程度あるのか、そしてかなえられないのがどのぐらいあるのか示してください。もう一つは、事業主体が多いのは、市町村なのか土地改良区なのかをお聞かせいただきたいと思っています。

○伊藤農村建設課総括課長 活力ある中山間地域基盤整備事業の関係ですけれども、平成28年度の事業要望ですが、現在県内で14地区から要望が出ておりまして、要望額は約1億1,000万円となっております。現在予算に計上させていただいているのが5,000万円ですので、予算と要望の関係はそういったことになってございます。

次に、事業主体のお尋ねでございますけれども、平成28年度において、この14地区のうち、13地区が土地改良区から、1地区が市町村の事業主体となっております。

○菅野ひろのり委員 5,000万円の予算の中で要望額が1億1,000万円ということでしたので、農家のそういった要望多いのかなというのを感じました。その中で、実態をどのように把握されているかお伺いしたいのですけれども、土地改良事業を行う場合、市町村が余り積極的にやってくれないという声も聞いたりもするものですが、そういう事業主体の考えをどのように県では把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 この事業につきましては、事業実施主体を市町村、土地改良区、農業協同組合または農地中間管理機構等としてございます。先ほど御説明しましたとおり、平成28年度においては事業実施主体の内訳として土地改良区が多いという状況になってございます。ちなみに平成27年度は、全て土地改良区だったのでございますけれども、平成28年度は市町村が事業主体となるものも出てきてございます。確かに平成27年度実施あるいは平成28年度の要望の実態を見ますと、まだまだ土地改良区があるところを中心に事業の制度の周知が進んでいるというような状況があると考えてございます。このため、県としましては農業改良普及センター等も通じながらJA等に対して事業内容の周知というものに努めてきたところでありますし、今後もそのようにして事業内容、制度周知に努めてまいりたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 こういったきめ細かなサービスというのは、県などさまざまな機関の方にぜひ行っていただきたいと思っております。といいますのは、やはり中山間地域はどういう要望が多いのかといたら、田んぼを大きくしたいということよりも、農道や暗渠排水を少し整備したいとかが多いと思っております。今、農協も含めいろんな団体は人数が少ない中、業務量も多分たくさんあると思うのです。ですから、例えば非常に多くなっている農業法人が事業主体になっても使えるように要件の緩和が必要だと思っております。平成28年度当初予算はもう決まっていますから、平成29年度に向けて、そういったきめ細かな対応ができるような事業内容をぜひご検討いただきたいと思っております。

もう一点なのですけれども、農地中間管理機構に関してでございます。平成26年度集計だと、目標を超えたということでしたが、平成27年度の進捗状況がもしわかれば教えてください。目標を超えることはできるのでしょうか。

○菊池担い手対策課長 農地中間管理事業の平成27年度の見込みでございますけれども、3月8日現在で目標3,600ヘクタールに対しまして5,222ヘクタールの貸し付けとなっております。

○菅野ひろのり委員 農地中間管理機構は、今いろんな課題がある中で進めていると思う

のですが、貸し手と受け手のマッチングをしっかりとやっていくということが必要だと思っています。先日お伺いしたときに、市町村別でどのぐらい、例えば奥州市がどのぐらい達成して、受け手がどれくらいあるかという分析はまだこれからで、平成 28 年度から進めていくということでしたので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。あと私は、先ほど申しましたように中山間地域に課題意識を持っています。その中で中山間応援隊というものがありますが、この成果をどのように捉えているのか、成功事例などあればお聞かせいただきたいと思います。

○菊池担い手対策課長 中山間応援隊の取り組みにつきましては、中山間地域の農地の集積などの課題に対しまして、市町村の手が及ばないところについて農業改良普及員や広域振興局職員が直接地域に伺いまして、お手伝いをさせていただくという取り組みを始めたものでございます。

具体的な成功事例、優良事例といたしましては、岩泉町大牛内地区の畜産地帯なのですが、畑地が点在しているところを作業しやすいように特定の担い手の方々の面的な集約を行いました。たくさんの方の地権者の方がいらっしゃいましたので、具体的に現場に農地の地図を持って行って一つ一つ説明して理解いただいて、まとめたといったような事例がございます。

○菅野ひろのり委員 そういった成功事例も含めて地元の方が農地中間管理機構の取り組みを把握されていないことが非常に多いと感じています。農地のニーズを掘り起こし、借りたい方とのマッチングというのは難しいと思いますので、中山間応援隊や 15 名ほど配置されている農地コーディネーターを活用していただいて、ぜひこれからも力を入れていただいて耕作放棄地が少なくなるよう取り組みをお願いしたいと思っています。これは要望です。

○渡辺幸貫委員 森林のビジョンについて伺います。

平成 26 年度で林業就業者が 2,037 人ですね。それに対する森林面積は 118 万ヘクタールです。これをこのビジョンのようにやれるのでしょうか。漁業のように現状というのがないので、現状とビジョンのぐあいを具体的に教えてください。

○佐々木林業振興課総括課長 現状につきましては、先ほど担い手の話が出てきたところでございますが、どうしても就業者人口というのが林業に限らず全体として減っていくという流れがございます。そういった中で、このビジョンでは機械化という部分を進めるといことが大事かと思っています。例えば高性能林業機械の導入を進めるとか、木材加工事業体にこういった材をより付加価値をつけるような形で加工するといったものを、国費から補助をいただきながら進めるというものです。そのギャップを埋めていくというのがこのビジョンの位置づけという形で考えているものでございます。

○渡辺幸貫委員 それをやるためには高く売っていかねばならないと思いますが、木材加工施設の機械化によって高品質な木材生産の安定供給が確立されていくのか、さらにまた石油等が安い中で木質バイオマス発電の需要が本当に見込めるのだろうかと思うので

すが、この2点はどうでしょうか。

○佐々木林業振興課総括課長 木材加工における安定供給の確立ということにつきましては木材需要というのは狂いが少ない、きちっとしたいわば工業製品としての木材というのが求められているところでございます。県内の木材加工施設においても乾燥技術の部分で乾燥機械を導入して、それが有効に活用されるようにすることが大事でございます。それにつきましては林業技術センターの専門職員や現地機関の職員が出向いて、現場で困っていることのお話を聞きながら、乾燥技術を高めるといった取り組みをしているところでございます。

それから、木質バイオマス発電につきましては、国の政策として固定価格買取制度というのを設けてございます。これで低質材あるいは未利用材というものについては通常よりも高い価格で買い取るというのがございますので、そういったものを活用しながら木質バイオマス発電事業者が発電所の立地を進める取り組みを全国的に進めているということでございます。

○渡辺幸貫委員 丸太の価格が上がってれば、今言われたようなことが現実だとイメージが湧きます。しかし、残念ながら放棄されている山が多いわけです。その辺が本当に現状と目指すべき姿がマッチしているのだろうかと思います。着実に丸太の価格が上がっていきますと言えるかということですが、その辺はいかがですか。

○佐々木林業振興課総括課長 丸太価格につきましては、消費税が増税になるに駆け込み需要というのがあります、そのときに若干上昇したということがございました。その後、一般的には下がって安定しているというような状況ではあるのですが、カラマツなどにつきましては非常に強度が強いということで、ある程度高い価格で維持されているというような状況にあります。

委員のお話にございましたとおり、売る価格の適正価格は幾らなのかという議論はあるかと思うのですが、上がるということによって再生林の意欲が高まって、それによって将来的にも森林資源が確保されているという流れに持っていくということが重要だと考えているところでございます。

○渡辺幸貫委員 米でも何でもやはり原価というものがありますから、目標とする価格が幾らかというのがあればいいと思います。やはり目標価格がなければ、夢が現実にならないという気がします、その辺はどうですか。

○佐々木林業振興課総括課長 今時点での製材用の素材価格というのを御紹介申し上げますと、中丸太というのがございまして、カラマツですと1万6,200円、杉ですと1万2,500円、アカマツで1万100円です。伐採をして、その後に造林をする、それから下刈りするなど、さまざま手間がかかりますので、そういったものを含めてトータルのコストというのはなかなかペイしないという状況はそのとおりでございます。そこは国庫補助を導入するという形で生産者、林業関係者の方の意欲が高まるような形のものをつくっていく必要があると考えているところでございます。

○渡辺幸貫委員 いずれ林業従事者が木を切ると自ら金を出さなければならないのですよね。それで造林しろといったって、誰が考えても赤字ですから放っておくのですよね。山を持っている人はみんな痛手を感じていますよ。いつでも放したいですよ。だから、そのところをこうなのだといって描ければいいのだと思いますので、そこをもう一度お願いします。

○佐々木林業振興課総括課長 今お話がございましたとおり、森林所有者の方が意欲を持ち、安心して林業に従事していただくことが大事だと思っております。その点につきましては、ビジョン自体を循環ビジョンと称しておりますが、例えば伐採をして、地ごしらえをして再造林をし、その後に下刈りや間伐などの一連の流れを経て、初めて、数十年たつて伐採でお金が手に入るというサイクルでございます。そういった部分では伐採の部分でもコストダウンが大事でございますので、伐採と造林の一貫作業を進める、あとは機械化を進めてコストを下げていくことを進めていきたいと考えています。

○川村伸浩委員 この間の予算特別委員会で、中国雲南省との農業連携事業のやりとりを聞いていたときに、農業技術の交流のお話をされておりました。どういった形の技術交流をされる予定なのかをお伺いします。

○高橋農業普及技術課総括課長 中国雲南省の連携事業につきましては、平成 27 年度に農業分野で初めて取り組みを始めたところでございます。技術交流につきましては、双方がメリットを持てるような技術開発があるかどうかという点を、まだ十分に把握していない段階でございます。今年度におきましては、環境保全型農業と花卉の品種についてテーマを絞り込んで連携を図ったところでございます。平成 28 年度以降におきましても、ほかの分野もあるかどうか視野に入れながら、基本的にはお互いの持っているものをよく情報共有して、その中で連携を図っていききたいと思います。技術者につきましては、例えば岩手大学または本県の生物工学研究センター等に受け入れができるかどうかということ視野に入れながら、今後検討していききたいと思います。

○川村伸浩委員 わかりました。環境部分や花卉ということですが、私も中国の農業技術がどの程度進んでいるものなのかはよくわかりません。本県では農業技術に対してはそれぞれの技術者が蓄積をしたノウハウ等もあるかと思えます。人的交流や生産に対する交流等々というものであればいいのですが、どの程度まで技術をオープンにして交流をするのでしょうか。せっかく蓄積してきた岩手県のノウハウが簡単に流出するのではないのかという心配をしております。逆にそれ以上のものを得られるのであればいいかもしれませんが、その辺はどうなのでしょう。

○高橋農業普及技術課総括課長 あくまでも岩手県と雲南省が相互交流を通じまして、お互いがメリットを得られるような形にしたいと考えております。したがって、岩手県の技術が一方向的に雲南省に行くということにはしないようにしていきたいと思っております。

例えば岩手県にはない遺伝子資源、そういうリンドウが雲南省にはあるということを開

きました。これからそれが活用できるのかということも視野に入れながら、今後製品化できる技術開発ができるのかを継続して調査をしていく段階だと考えております。

○川村伸浩委員 いずれせっきの交流でありますから、岩手県にとってメリットのあるような交流をしていただきたいですし、やはりその辺は慎重に当たっていただきたいと思っております。農業者の人的交流のほうが私はいろんな意味でメリットがあるのではないかなと思っております、そういった目線でもぜひやっていただければと思っております。要望して終わります。

○高橋孝眞委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会でございますが、所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、岩手県果樹農業振興計画について及び岩手県酪農肉用牛生産近代化計画についてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてでございますが、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。